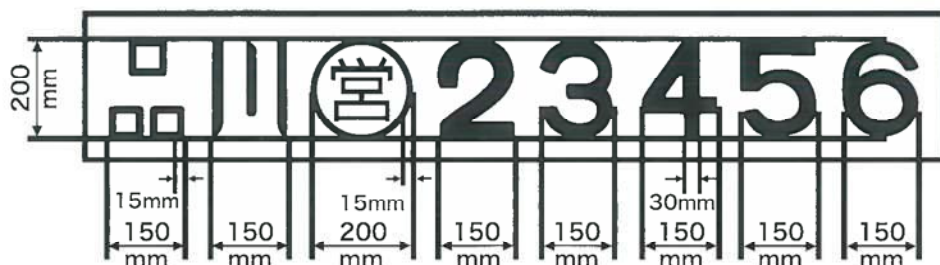


土砂等を運搬する 大型自動車を使用される皆様へ!

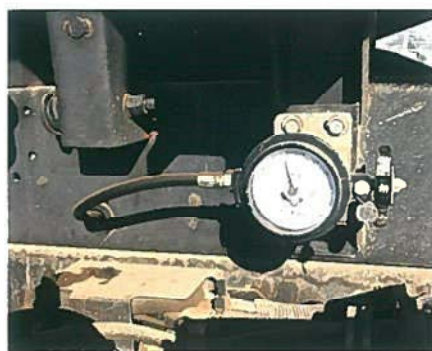


①適切な車体表示(ゼッケン)が必要です!

土砂等を運搬する大型自動車の使用者は、届出の際に指定された表示番号を荷台の両側面及び後面に見やすいように表示しなければなりません。(※土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(通称:ダンプ規制法)第4条、同法施行規則第6条)



②自重計の定期的な点検の実施が必要です!



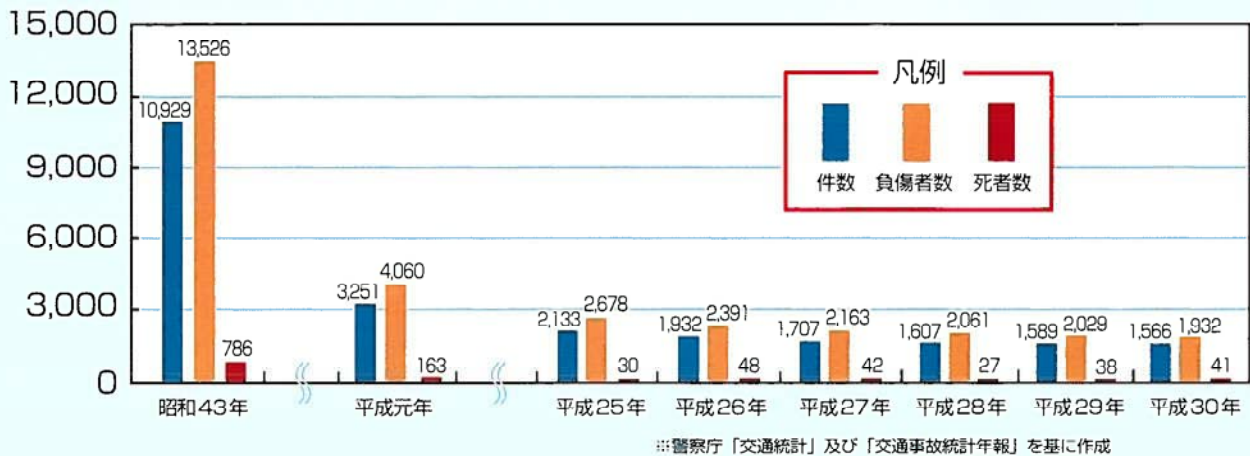
有効期限	平成32年 / 月 / 日まで	
自重計技術基準適合証		
使用者の氏名又は名称		
使用者の住所		
修理事業者等の氏名又は名称		
修理事業者等の住所		
次の大型自動車に取り付けられた自重計が、「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計の技術上の基準を定める省令」の技術基準に適合していることを証明する。		
点検等の年月日	平成31年 / 月 / 日	
点検等を行った者の氏名		
自動車登録番号(又は車台番号)	表示番号	自重計の製造事業者名及び型式

土砂等を運搬する大型自動車を使用する者は、経済産業省令・国土交通省令で定める技術基準に適合する積載重量の自重計を、使用する車両に取り付けなければなりません。(※ダンプ規制法第6条)
また自重計は、技術基準に適合すると認められた日から**1年ごとに計量法上の修理事業者等の行う点検を受ける必要があります。**

ダンプカー交通事故の現状

事故件数、死者数及び負傷者数は、ダンプ規制法施行以降大幅に減少しているものの、現在も約2,000人の死傷者が発生しています。

ダンプカーによる交通事故発生状況



最大積載量5トン以上及び車両総重量8トン以上の土砂等を運搬する大型自動車（大型ダンプ車等）には、**ダンプ規制法により自重計や車体表示についてのルールがあります。**これらルールを遵守し、適正な車両の使用をお願い致します！



【ダンプ規制法】

第四条 土砂等の運搬の用に供する大型自動車（以下「土砂等運搬大型自動車」という。）を使用する者は、国土交通省令で定めるところにより、前条の規定による指定に係る表示番号その他国土交通省令で定める事項を当該土砂等運搬大型自動車の外側に見やすいように表示しなければならない。

第六条 土砂等運搬大型自動車を使用する者は、経済産業省令、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する積載重量の自重計（積載重量を自動的に計量するための装置をいう。）を当該土砂等運搬大型自動車に取り付けなければならない。

【土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計の技術上の基準を定める省令の取り扱い等について（依命通達）】

2（2）イ 使用者は自重計について計量法上の修理事業者等の行う点検等を受け、技術基準に適合すると認められた日から一年ごとに、計量法上の修理事業者等の行う点検等を受けること。

注意！

表示番号等の表示及び自重計の取り付けについては、ダンプ規制法上において、罰則が定められています！